養育費等に関する申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **※** | **市町村名** | **香美市** |
| **※** | **受付年月日** | **令和　　年　　月　　日** |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **○　前年又は前々年（１月から１２月までの１年間）に受け取った養育費について、 裏面の記入要領に従って記入して下さい。** | | | | | | |
|  | **対象年** | **区　　分**  **（養育費支払人氏名）** | **受取人** | **養育費の額**  **（合計額）** | **受　　取　　状　　況**  **（例：月々５万円、12か月分）** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
| **年** |  | **父・母**  **児童** | **円** |  |
|  | **上記のとおり相違ありません。**  **令和　　年　　月　　日**  **氏名(署名)** | | | | | |

**（注）１　上記の※の欄は、市区町村担当者が記入するので、記入する必要がありません。**

**２　10月から12月の間に申請される方は前年中に受け取った養育費を、1月から６月の間に申請される方は前々年中に受け取った養育費を、７月から９月の間に申請される方は前年及び前々年中に受け取った養育費を記載する必要があります。**

**養育費等に関する申告書の記入要領**

**１　この申告書の目的・趣旨**

**・　この申告書は、前年に前配偶者から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。**

**２　養育費について**

**・　前配偶者（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父･母。以下同じ。）から対象となる年（１月から１２月までの１年間）に、受給者が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。**

**・　養育費は、児童扶養手当法施行令第３条により、児童扶養手当制度における所得となりますので正確に申告して下さい。**

**・　養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書又は現況届に記載して下さい。**

**・　養育費として含まれるのは、具体的には別紙で定めるものです。**

**・　前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分欄には区別できるよう前配偶者の名前等を記入して下さい。前配偶者が１人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。**

**・　受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。**

**例１　毎月５万円で１２か月間受け取っている場合には、「月々５万円、１２か月分」と記入してください。**

**例２　４月、８月、１２月の３回に、それぞれ１万円、３万円、５万円を受け取っている場合には、「年３回　１万円、３万円、５万円」と記入して下さい。**

**例３　年に１回、受け取っている場合には、「年１回」と記入して下さい。**

**別紙**

**「養育費」について**

**１　「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。**

**①　児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親が払ったものであること。**

**②　受け取った者が母親（母親の代理人も含まれます。以下同じ。）又は児童であること。**

**③　父親から母親に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。**

**④　父親から母親への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、銀行口座への振込みであること。**

**⑤　「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。**

**２　したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。**

**①　児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外から支払われたもの**

**②　母親又は児童以外の者が受け取っている場合**

**③　支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合**

**④　支払方法が、母親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合**

**⑤　「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合**

**（注）１．受給者が未婚の母親である場合**

**父親が児童を認知しており、かつ、上記１に当てはまる場合、「養育費」に該当します。**

**２．自分の子だけではなく、他の子も養育している場合**

**自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記１に当てはまる場合、「養育費」に該当します。**

**※父親が受給している場合は、上記の文章の「母親」を「父親」に「父親」を「母親」に読み替えてください。**

**◎　養育費かどうかわからない場合は、市役所、区役所又は町村役場の担当者にお尋ね下さい。**